

交通警察運営要領について(例規通達)

(昭和54年9月11日)
(栃交企第1185号ほか)

警察署長の各種許可、運転免許事務等交通警察関係事務の取扱要領を次のとおり改正したから取扱い上誤りのないようにされたい。

なお、本通達に規定されていない事務の取扱いについては、既通達によって処理されたい。

追って、次の通達は廃止する。

- 1 交通警察運営要領について(昭和38年4月5日付、栃交発第4921号)
- 2 総合交通指導取締り日(交通事故ゼロの日)の実施について(昭和46年6月22日付、栃交企第935号)

交通警察運営要領

目次

- 第1 警察署長の各種許可
 - 1 道路使用許可(屋台店等を除く。)
 - 2 道路管理者が行う工事又は作業に関する協議
 - 3 制限外積載許可
 - 4 荷台乗車の許可
 - 5 露店、屋台等の道路使用許可
- 第2 交通情報
 - 1 情報の収集
 - 2 情報報告の要領
 - 3 情報管理
- 第3 交通規制
 - 1 交通規制の検討
 - 2 交通規制の調査
 - 3 信号機、道路標識等の設置
 - 4 道路標識等の整備
 - 5 資料の作成
- 第4 交通事故事件捜査(処理)
 - 1 交通事故事件捜査(処理)体制の確立
 - 2 死傷者の救護(措置)
- 第5 故障車両の整備確認の手続等に関する命令の運用
 - 1 整備不良車両の検査
 - 2 故障車両運転許可書の記載

- 3 整備通告書の記載
 - 4 標章のはりつけ
 - 5 整備確認の命令第4条に定める事項の通知等
 - 6 必要な整備がなされていることの確認
 - 7 確認した旨の通知
- 第6 削除
- 第7 運転免許
- 1 運転免許証の交付等
 - 2 免許証の保管期間
 - 3 免許証の更新
 - 4 免許証の再交付
 - 5 免許証の記載事項の変更
 - 6 旧免許証の処分
 - 7 更新時講習の受講
 - 8 仮免許証の交付
- 第8 行政処分
- 1 行政処分の執行
 - 2 講習制度の教示及び受講申出者に対する措置
 - 3 被処分者から提出された免許証の取扱い
 - 4 行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管
- 第1 警察署長の各種許可
- 1 道路使用許可(屋台店等を除く。)
- (1) 許可取扱い
- 道路使用許可申請書(許可証記載事項の変更届及び許可証再交付申請を含む。)を受理したときは、交通の危険又は障害等の有無を調査し、必要に応じ具体的な条件を付して許可すること。
- (2) 許可の期間
- 許可の期間は、おおむね1月以内を原則とするが、1箇所工事作業等でそれ以上に及ぶ場合は、その工事作業等の終了するまでの期間としても差支えない。
- (3) 道路管理者との協議
- ア 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第79条に基づく道路管理者との協議は、道路法第32条第1項又は第3項の規定の適用を受ける場合は、別記様式第1号の協議書により行うこと。ただし、やむを得ない事情によりこの様式に基づく内容を口頭により行った場合は、その旨記録しておくこと。
- イ 道路管理者から道路法(昭和27年法律第180号)第32条第5項に基づき、別記様式第2号により協議を受けたときは、法の処分(許可、不許可)の意見及び道路占用許可に対する交通上の意見、要望事項を具体的に回答すること。
- ウ 道路管理者から、前記の協議があったものについては法第77条第1項の警察署長の道路使用許可の対象となるものが多いので、その場合は同条による許可手続きを

とらせること。

エ 前記ア、イによる協議は、国及び県との協定に基づくもので、市町村道についてもこれに準じてそれぞれ道路管理者と協定を結ぶこと。

(4) 道路使用許可の一般的留意事項

ア 道路敷地以外に余地がないためやむを得ない道路の使用であること。

イ 道路使用の場所の順位は、法敷、側溝、路肩、歩道、車道とする。ただし、特別の場合には分離帯、ロータリーとすることができる。

ウ 交通がひんばんで、当該物件、行為を許可した場合、交通の安全円滑を阻害し、又は交通の危険を生ずるおそれがある道路でないこと。

エ 上空占用物件の下端は、路面から4.5メートル以上であること。ただし、歩道、法敷では、2.5メートル以上とすることができる。

オ 交差点屈折部、坂の頂上付近及び勾配の急な下り坂等でないこと。

カ 消防機具置場、消火栓、消防吸水孔等の設置場所及びその付近で消防活動を阻害するおそれのある道路でないこと。

キ 乗合自動車の停留所、安全地帯及びその付近の道路でないこと。

ク 許可期間については、流動する交通事情を勘案して、必要最少限度において定めるものとする。

2 道路管理者が行う工事又は作業に関する協議

(1) 協議の方法

道路管理者が道路の維持、修繕その他管理のため、道路において工事又は作業をする場合(請負人に請け負わせる場合を含む。)には、別記様式第3号の協議書により、交通規制を必要としない場合は工事着手5日前に2通、交通規制を必要とするときは工事着手10日前までに3通をもって協議を受けるものとする。

(2) 協議の内容

協議書を受理した場合、当該協議事項について必要があるときは、道路管理者の説明を求め、また、道路工事等の場所が2以上の警察署の管轄にまたがり、かつ、必要がある場合は道路管理者の出席を求めて合同協議を行うこと。

(3) 協議の回答

協議が整った場合は、交通上の意見又は要望事項等を協議書回答欄に具体的に記載し、速やかに1通を道路管理者に送付すること。

(4) 事情変更

協議成立後において、協議内容を変更する必要があるときは、再協議を受けること。

3 制限外積載許可

(1) 許可申請者

許可申請者は、当該車両の運転者とする。当該車両の運転者が2名以上ある場合には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記させるものとする。ただし、申請者欄に連記できない場合は、運転者一覧表を別紙として、申請者の住所及び氏名並びに運転免許の種類及び免許証番号を記載し、それぞれ押印のうえ、添付させるものとする。

(2) 許可の単位

許可は1個(回)の運搬行為ごとに行うものとする。ただし、定型的に同一の運転者により反復、継続される運搬行為については、次の要件のいずれかを満たすものに限る、包括して1個(回)の運搬行為とみなして処理することができる。

- ア 車両が同一であること。
- イ 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- ウ 運転経路が同一であること。

(3) 許可の対象貨物

許可の対象貨物は、法第57条第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第22条第1項で定める積載重量若しくは積載容量の制限又は同法第57条第2項に基づく栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）第11条に定める積載重量若しくは積載容量を超えることとなる貨物であつて、電柱又は変圧器等のように形態上単一の物件であり分割または切断することにより、当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものとする。

(4) 積載貨物の測定方法

令第22条第1項第3号及び第4号に規定する積載した貨物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。

ア 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両を平行にして測る。

イ 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行して測る。

ウ 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物の当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載する場所の高さを減じて測る。

(5) 許可申請書の受理及び審査

ア 申請書の提出部数等

(7) 許可申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第8条に定めるところにより、申請書2通を出発地警察署長に提出させること。この場合において、必要があると認めるときは、申請書に運転経路図、その他許可の審査に必要な書類を添付させるものとする。

(イ) 車両1台につき、制限外積載許可のほか設備外積載又は荷台乗車の許可が同時に必要とする場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を合わせて記載させることができる。

イ 審査

(7) 申請書の記載内容の適否

制限を超える大きさ又は重量欄及び制限を超える積載の方法欄の記載もれ、あ

るいは矛盾等の有無について審査すること。

(イ) 貨物分割の適否

前記(3)の対象貨物であるか否かを審査すること。

(ロ) 当該車両に当該貨物の積載することの構造上の支障の有無

運転者、貨物の所有者等の主観的事情(経費節約等)により車両を選定させないようすること。

(ハ) 積載方法の適否

(ニ) 転落防止措置の適否

(ホ) 運転日時の適否

(ヘ) 運転経路の適否

(七) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

ウ 実査

許可申請があったときは、原則として当該車両の構造、当該貨物及びその他積載状態について実査を行うものとする。ただし、申請者が以前に数回同様の制限外積載許可を受け、その許可どおりに運転行為を行い、かつ、交通事故、交通違反を起こしたことがない等、特に信用すべき事由があり、かつ、車両の構造・貨物の容量、道路又は交通の状況等により実査を行う必要がないと認められる場合においては、これを省略することができる。

エ 特殊車両通行許可(認定)書等の確認

車両制限令第3条により、車両は貨物を積載した状態で、幅は2.5メートル、重量は総重量20トン、軸重10トン、輪荷重5トン、高さは3.8メートル、長さは12メートルを超える場合は、道路法第47条の2第1項の規定により、道路管理者の特殊車両通行許可(認定)証(書)の交付を受けた車両でなければ運行できないこととなっているので、当該許可を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

なお、許可に当たっては、車両の構造、運行経路等からして、交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、自動車検査証と併せてこの許可証の提示を求め確認すること。

(6) 許可の期間

許可の期間は、当該車両による1個(回)の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、前記(2)の許可単位ただし書に該当する場合には、許可の期間は原則として3ヶ月以内とする。

(7) 許可の条件

ア 許可の条件は、令第24条第1項第1号及び第2号に規定するもののほか必要により次に掲げるものを付加すること。

(イ) 指定した道路(路線)を通行すること。

(ロ) 指定した時間帯に通行すること。

(ハ) 先導車又は整理車を配置して誘導整理を行うこと。

(ニ) 積載した貨物の固定(緊縛)の方法、積載位置等について必要と認める事項

(ホ) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るために必要と認め

る事項

- イ 申請書の記載事項を変更させる必要があるときは、許可の条件により変更することなく申請者をしてその申請書の当該記載事項を訂正させ、又はその申請を取り下げさせた後、所要の変更をした申請書を改めて提出させるようにすること。

(8) 許可

ア 審査基準

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次の基準を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。積載物の重量については、令第22条第2号及び第23条第2号の制限を超えることとなる場合は、原則として許可してはならない。

(7) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車及び側車付きの自動二輪車

(a 及び b に係わる部分に限る。)

a 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物の全体が16.0メートル(セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル。)を超えることとなつてはならない。

b 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超えることとなつてはならない。

c 高さ

4.3メートル(三輪の普通自動車及び規則第7条の7に規定する普通自動車にあつては3.0メートル。)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(イ) 小型特殊自動車

a 長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えたもの。

b 幅

自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 自動車の車体の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。

(ロ) 自動二輪車(側車付きのものについては、a及びbに係わる部分を除く。)

a 長さ

乗車装置又は積載装置(リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。dにおいて同じ。)の長さの2倍の長さ。

b 幅

自動車の幅(規則第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。)

c 高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 乗車装置又は積載装置の前後からその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超えないこと。(規則第5条の3に規定する大きさ以下の原動機を有する自動二輪車がリヤカーの積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)

(エ) 原動機付自転車

a 長さ

積載装置(リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置。b及びdにおいて同じ。)の長さの2倍の長さ。

b 幅

原動機付自転車の幅。(リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の幅に1.0メートルを加えたもの。)

c 高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの。

d 積載の方法

(a) 積載装置の前後からその積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。

(b) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超えないこと。(リヤカーを牽引する場合にあっては積載装置の左右から0.5メートルを超えてはみ出さないこと。)

イ 本部主管課との調整

警察署長は、許可の申請に係わる積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、前記アの基準を超えることとなる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、本部主管課と協議すること。

ウ 許可基準を超えるものの取扱い

前記イの協議により、許可の必要性があると認めるときで目的地が県内の場合は、関係警察署長に対し、交通上支障の有無を照会し、その回答を得てから措置すること。また、目的地が県外の場合は、本部主管課に電話報告し、指示を受けて措置すること。

なお、関係警察署照会及び本部報告書様式は、別記様式第4号によること。

エ 関係機関等との調整

審査基準を超える超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の行政機関及び運輸業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑と運搬中の交通事故防止等について必要な申し合わせを行うように努めること。

オ 指定交番及び警察官駐在所の許可取扱い

(ア) 許可取扱基準

指定交番の長及び警察官駐在所の警察官に許可事務を取り扱わせる範囲は、次によること。

A 荷物の容量等

長さ、幅、高さについては、署長許可基準と同様とする。ただし、重量については取り扱わないこと。

B 目的地の制限

上記Aの基準以内であっても目的地が県内のものについてのみ取り扱うこと。

(イ) 事務取扱要領

A 警察署長は、あらかじめ指定交番及び警察官駐在所に署長職印を押した許可用紙を備え付けておくこと。

B 許可申請書を受理した場合は、取り扱うべき範囲のものかどうかを検討し、取り扱うべきものに該当するときは、当該車両、積載物件、経路、時間、交通上支障の有無を調査し、警察署長の指揮を受けて許可すること。この場合許可番号は、当該許可申請書に対する警察署の受理番号と同一のものとし、許可書の下欄に取扱者が署名押印(取扱者〇〇〇交番、警察官駐在所、階級、氏名、印)して交付すること。

C 許可用紙の配布及び受理については、警察署にあっては別記様式第5号、指定交番及び駐在所にあっては別記様式第6号により明らかにしておくこと。

(ウ) 許可基準以上の取扱い

前記の許可基準以上の許可申請があったときは、警察署(本署)において取り扱う旨教示すること。

(エ) 許可

許可する場合において目的地が受持区域外の場合は本署を通じ交通上支障の有無を照会し、その回答を得てから許可すること。

(9) 警察本部における措置

ア 交通障害情報等の活用

県本部主管課においては、「広域交通管制要領」に基づく各都道府県警察から送付を受けた交通障害情報を整理保存するとともに、備付けの全日本道路地図帳等を活用して経路における交通上の支障の有無を照会すること。

イ 照会、指示

県本部主管課においては、(8)のイ後段により警察署長から報告があったときは、別記様式第7号により受理し上記アにより検討するとともに、関係都道府県(関東管区外の道府県については管区警察局交通課)に照会し、その回答を待って、必要な

条件等を付して支障の有無を回答すること。

4 荷台乗車の許可

(1) 許可取扱い

荷台乗車許可申請書を受理したときは、道路又は交通の状況等支障の有無を調査のうえ、必要に応じ条件を付するとともに人員を限って許可することができる。

この場合、荷台乗車を許容し得る範囲は、乗車した者が荷台に腰をおろし安全に乗車できる人員の範囲であり、一人当たりの所要面積は、最低0.5メートル×1.0メートル(0.5平方メートル)を確保するようにすること。

(2) 許可の期間

許可は1件ごとに行うことを原則とするが、同一車両により、かつ、同一条件のもとに継続して輸送する場合には1か月まで許可することができる。

(3) 照会

県外及び県内関係警察署に対する照会は、制限外積載許可の場合と同様とする。

5 露店、屋台等の道路使用許可

(1) 許可基準

交通のひんばんな道路でなく、かつ、交通上の危険発生のおそれのない道路に限り許可を認めることとし、次の基準によること。

ア 原則として歩車道の区別のある歩道の部分とすること。

イ 歩車道の区別のない道路を使用するときは、余地の道路幅員が5.5メートル以上であること。

ウ 歩車道の区別のない道路については、交通上の規制のある道路、交差点、屈折している道路、急な坂道でないこと。

エ 歩道を使用する場合は、歩道外側端に沿い、かつ、歩道幅員の2分の1以内であること。

オ 道路の使用面積は、間口4メートル、奥行2メートル以内であること。

(2) 許可条件

ア 許可時間以外は、屋台等を取り払い道路の清掃を行うこと。

イ 般交通の妨害にならないこと。

ウ 信号機又は道路標識等の効用を妨げないこと。

(3) 許可期間

ア 露店については1週間以内とする。

イ 屋台については1年以内とし、時間は原則として毎日午後5時から翌日午前6時までとするが、屋台等の営業時間に合わせて許可することもできる。

第2 交通情報

1 情報の収集

交通警察運営上必要な、次のような交通に関する各種情報の収集に努め、報告、連絡を緊密に行い各種対策面に反映させること。

(1) 交通一般の情報

ア 車両の増加、道路運送事業の免許に伴う影響、車庫及び荷扱所の整備状況、幹線道路と細街路における交通量及び道路環境の変化等に関すること。

イ 道路の新設及び改修の状況、踏切、駐車場、公園等の整備状況及び今後の計画、都市計画に基づく取付道路と住民の世論、災害等による通行不能な道路の状況等に関すること。

ウ 交通渋滞箇所の発生状況とその原因及び対策、警察官による交通整理の状況と今後の方針、警察官が混雑緩和の措置をとった状況等に関すること。

(2) 関係行政機関及び関係諸団体等の施策運営並びに連携の状況に関する情報

2 情報報告の要領

(1) 報告

臨時的又は突発的なものは、その都度電話により、その他の情報は文書により主管課に報告すること。なお、交通管制センターに関する情報は、既達「栃木県警察交通管制センターの設置運営要綱の制定について」（昭和47年3月7日、栃交企第479号）によること。

(2) 情報活動上の注意

ア 情報活動に当たっては、一般住民の協力体制を確立し適確な情勢は握に努めること。

イ 情報は簡潔、明瞭かつ迅速に行うこと。

3 情報管理

(1) 情報は、常に分析整理し、警察署において処理できるものはそれぞれの措置をとり、その結果を明らかにしておくこと。

(2) 情報報告をうけた県本部においては、検討のうえ、必要な措置をとること。

第3 交通規制

1 交通規制の検討

交通規制の実施に当たっては、交通事故の発生状況、道路形状、各種の交通障害等を除去するため道路の機能的な交通の流れを形成するかどうか等規制の効果と必要性を十分検討すること。

2 交通規制の調査

(1) 交通規制の必要性が認められる場合は、交通量、道路の状況を調査するとともに関係者の意見を聞くなど適正妥当な交通規制ができるよう配慮すること。

(2) 交通規制の必要が認められるときは、交通規制上申書を2部作成し1部を交通規制課に送付し、他の1部を作成警察署に保管する。

3 信号機、道路標識等の設置

(1) 信号機、道路標識等の設置は、交通規制の効力発生要件であるので「信号機設置基準」及び「道路標識の設置及び管理に関する基準」に基づき設置するよう配慮すること。

(2) 信号機、道路標識の施行に当たっては、交通規制担当係員が現場立会いを行い、設置場所等を指示し、視認性の確保に努めること。

4 道路標識等の整備

(1) 標識等維持責任者は、適正な道路標識等の維持管理を図るため、汚損、曲損等の標識を点検、補修した結果を道路標識、道路標示点検表により整備し、常に適正な管理につとめるよう配慮すること。

- (2) 破損等により著しく視認性に欠ける標識等更新の必要が認められるものについては、道路標識、道路標示、更新上申書を2部作成し、1部を主管課に送付し、他の1部を作成警察署で保管すること。

5 資料の作成

- (1) 道路計画等に合わせて交通規制計画図を作成のうえ、計画的に交通規制ができるように配慮すること。
- (2) 公安委員会において意思決定された交通規制については交通規制課において上申警察署に連絡し、警察署にあっては資料を整備するとともに円滑な交通規制ができるよう配慮すること。

第4 交通事故事件捜査(処理)

1 交通事故事件捜査(処理)体制の確立

(1) 時間外、夜間等の捜査(処理)

交通事故は、日曜、祭日等に多発する傾向があり、また夜間など執務時間外に発生することも多いため、これら時間外に発生する事故に対処し、当直員と交通係員が連携のうえ、迅速な捜査(処理)に当たること。

(2) 器材、車両等の整備活用

事故発生の場合、迅速な現場臨検ができるよう常に必要な器材を整備しておくとともに、警察車両を有効に活用すること。

2 死傷者の救護(措置)

(1) 負傷者の救護

事故現場に臨場した際、負傷者があったときは、救護を他の措置に優先して行うこと。

(2) 死者に対する措置

ア 死亡の判断

死亡しているかどうかの判断は、特に慎重に行い、頭部を粉砕し、又は胴が切断された場合など明らかに死亡していると認められるときのほかは、負傷者とみなし救護の措置をとること。

イ 死者に対する措置

死者に対しては、礼を失わないようにていねいに取り扱い、死体にビニールおおい又は衣類等をかけ、人目にさらすことのないよう適宜の場所に安置し、速やかに関係者に引き渡すよう手配すること。

(3) 受傷事故の防止

交通事故現場において事故捜査(処理)中、受傷する事例も多くあるので事故事件の捜査に当たっては、標示板又はその他の方法をもって、事故現場であることを明らかにするとともに通行車両を誘導する整理員を配置すること。特に夜間においては、夜光の装備品及び雨天時における白色雨衣を着用するなど現存資材を有効に活用し、不慮の災害を招くことのないよう留意すること。このほか受傷事故の防止については、昭和50年6月10日付、本部長通達、栃交指9008号「交通警察活動中における受傷事故の防止について」により万全を期すること。

第5 故障車両の整備確認の手續等に関する命令の運用

1 整備不良車両の検査

法第63条第1項に基づく検査(軽車両を除く。)は、別表第1に掲げる「整備不良車両の具体例等」を参考として実施すること。

2 故障車両運転許可書の記載

故障車両の整備確認の手續等に関する命令(以下「整備確認の命令」という。)第1条に定める故障車両運転許可証の記載要領は次によること。

(1) 「運転者」欄

故障車両の運行に従事する運転者の氏名・住所を記入すること。

(2) 「道路の区間及び運行の経路」欄

当該故障車両の装置について検査した場所から当該故障車両を整備する場所までの区間の、起点及び終点並びに当該区間内の主要運行経路を具体的に記入すること。

(3) 「条件」欄

道路における危険を防止するため必要な条件について、具体的に「時速20キロメートル毎時以下とすること。」「ドアを固縛すること。」等のように記入すること。

3 整備通告書の記載

整備確認の命令第2条に定める整備通告書の記載要領は、次によること。

(1) 「運転者」欄

整備通告書の交付を受けることとなる運転者の氏名・住所を記入すること。

(2) 「整備を要する事項」欄

整備を必要とする事項については、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる整備を要する事項を参考として記入すること。

(3) 「交付場所」欄

整備通告書を交付した場所を記入すること。

(4) 「整備した場所及び責任者の氏名」欄

整備を行った工場の責任者又は自ら整備を行った場合はその者が自己の氏名を記入することとなる。

(5) 「備考」欄

整備を行った者が所要事項を記入することとなる。

4 標章のはりつけ

- (1) 整備確認の命令第3条に定める標章は、当該故障車両の前面ガラスの内側に運転席でない側の上端に沿ってちょう付することとし、これによることができないときはこれに準じてちょう付すること。

5 整備確認の命令第4条に定める事項の通知等

(1) 通知方法

整備確認の命令第4条各号に定める事項の通知については警察署長は当該通知事項を月間ごとに一括し、別記様式第8号の通知書により栃木運輸支局を経由して翌月10日までに関東運輸局長に通知すること。

(2) その他

法第63条第5項の定めによる報告は、別記様式第9号の報告書を作成して行うこと。このため、整備通告書、整備通告書交付通知書及び整備通告書交付報告書は複写式に

使用すること。

6 必要な整備がなされていることの確認

整備確認の命令第5条第1項の規定により提示を受けた故障車両の確認は、前記「整備不良車両の具体例等」に掲げる必要な整備がなされていることの確認の基準を参考として実施すること。

なお、この場合、当該整備通知書に記入されている運転者が必ずしも、当該故障車両及び整備通知書を提示する必要はないから確認に当たって留意すること。

7 確認した旨の通知

整備確認の命令第5条第2項に定める通知は、必要な整備がされていることを確認したものを月間ごとに一括し、次により別記様式第10号の確認通知書により翌月の10日までに行うこと。

(1) 警察署長が行う通知

ア 警察署長に対するもの

確認警察署長(必要な整備を確認した警察署長「以下同じ。」)から直接、管轄警察署長(当該整備通告書が交付された場所を管轄する警察署長)に対し行うこと。

イ 運輸局長に対するもの

確認警察署長から栃木運輸支局を經由して、関東運輸局長に対して行うこと。

ウ その他

警察署長は、整備確認を行ったときは、別記様式第11号の確認記録書により確認した旨の記録をしておくこと。

なお、別記様式第10号は、別記様式第11号と複写式に使用すること。

(2) 運輸支局が行う通知

運輸支局から警察署長に対する通知は、交通指導課長を經由して行うことになっている。

第6 削除

第7 運転免許

1 運転免許証の交付等

(1) 運転免許管理課長(以下「管理課長」という。)から運転免許証(以下「免許証」という。)の送付を受けたときは、免許証交付簿(以下「交付簿」という。)と照合し、免許証は施錠できる場所に保管すること。

(2) 免許証を交付するときは、運転免許取得者(以下「免許取得者」という。)であることを確認のうえ、交付簿に交付年月日を記入し、受領印を徴すること。ただし、印鑑を所持していない場合は、指印又は署名によりこれに代えることができる。

(3) 更新免許証の交付にあつては、更新時講習を受講していることを確認し、穴あけ処理した旧免許証は免許取得者に返還し、更新免許証以外の免許証の交付にあつては、旧免許証を所持している者については、引換えに交付すること。

(4) 免許取得者が、病気、長期旅行等やむを得ない事情があつてその代理人が受領にきたときは、免許取得者との関係を確認のうえ、交付簿備考欄に受領者の住所、氏名、免許取得者との関係を記入して、その状況を明確にし、受領印を徴して交付すること。

2 免許証の保管期間

- (1) 管理課長から送付をうけた免許証のうち、免許取得者が未受領のものについては、次の期間が経過するまで保管しておくこと。
 - ア 新規免許証については、運転免許試験に合格した日から起算して1年間
 - イ 更新免許証については、新免許証の交付予定日（更新時講習、高齢者講習又は特定任意講習を受講している者の免許証にあつては、新免許証の有効期間）
 - ウ 再交付免許証については、その有効期間
 - (2) 保管期間が経過した免許証は、交付簿備考欄にその旨を記入するとともに、免許取得者に対する通知状況を付記し、別記様式第12号「運転免許証の返送について」により免許課長に返送すること。
- ### 3 免許証の更新
- (1) 適性検査機器の保守管理
 - ア 免許証の更新時における適性検査の適正な運用と機器の良好な保守管理を図るため、「管理責任者」に交通課長を、「取扱担当者」に免許事務係員1名を指定すること。
 - イ 取扱担当者は、別表第2「適性検査機器通常点検実施要領」により常に機器が所定の性能を保つよう保守管理に努めること。
 - (2) 免許証の複写
更新申請の受付の際は、免許証の提示を受け、内容の確認を行って表裏を更新申請書に複写し、当該申請書に氏名、生年月日、記載事項変更の有無を記載させること。
 - (3) 更新手続き中の表示
更新申請の受付の際は、新免許証を交付するまで、現免許証備考欄に更新手続き中の印を押印するとともに、更新調査票に交付予定年月日を記入すること。
 - (4) 更新免許証の廃棄の方法
更新手続きを終了した旧免許証は、偽造、変造、その他不正使用ができないよう穴あけ処理するものとする。
 - (5) 優良運転者の選別
優良運転者の選別は、別記様式第15号「運転免許更新予定者一覧」又は、道路交通法施行取扱規程（昭和54年栃木県警察本部訓令第9号以下「規程」という。）第31条の2の2第1項に規定する「更新連絡書」により行うこと。ただし、住所変更等の理由により「運転免許更新予定者一覧」に氏名がないもの又は「更新連絡書」がないものについては、交通部運転免許管理課（以下「管理課」という。）に照会し、選別すること。
 - (6) 優良運転者の優遇措置
細則別表第1に規定する優良運転者は、県内すべての更新窓口に申請できることとなっているが、免許証の交付は、原則として申請を受理した窓口とする。
 - (7) 有効期間満了日が休日に当たる場合の取扱い
有効期間満了日が休日のため、その翌日（翌日が休日の場合は更にその翌日）に申請があった場合は、法第92条の2第4項の規定により、休日の翌日まで有効であるので受理すること。この場合、適性検査結果の検査年月日は、受理した年月日とする。
 - (8) 更新と同時に記載事項変更を伴う場合の取扱い

ア 他の都道府県から本県に住所変更した者(以下「県外からの転入」という。)の更新は、更新調査票の記載事項変更欄に新住所を記入すること。

イ 更新調査票は、運転免許証記載事項変更届(以下「記載事項変更届」という。)を兼ねているので、記載事項変更届の提出を省略することができる。

(9) 写真撮影

ア 機器の保守管理

(ア) 直接撮影事務の適正な運用と機器の良好な保守管理を図るため、「管理責任者」に交通課長を、「取扱担当者」に免許事務係員のうち1名を指定すること。

(イ) 取扱担当者は、管理責任者の指示を受け機器の故障の有無について、始業時に点検を行い、所定の性能を保つよう保守管理に努めること。

イ 直接撮影

(ア) 撮影は、更新申請のあった日に行うこと。

(イ) 更新調査票の交付年月日は、申請があった日とし照会番号は、別表第4「警察署別更新照会番号指定表」により交付年月日別に一連番号を押印すること。

(ウ) 撮影した光磁気ディスクは、別記様式第16号「光磁気ディスク送付票」を光磁気ディスクケースにちょう付して、「光磁気ディスクコンテナ」に収納し、更新調査票の写しとともに管理課に送付すること。

ウ 直接撮影ができない場合の措置

撮影機の故障、停電その他やむを得ない事情によって直接撮影ができない場合は、更新調査票右上欄に「複写」と朱書して管理課に送付すること。

エ 持参した写真による取扱い

申請者が持参した写真により免許証を作成する場合は、更新調査票に写真を添付し、右上欄に「複写」と朱書して管理課に送付すること。

4 免許証の再交付

(1) 再交付申請時における免許照会

再交付の申請の受付の際は、亡失・滅失及び汚破損にかかわらず、免許証の記載事項について、管理課に照会して確認すること。

(2) 亡失・滅失による再交付

亡失・滅失を理由とする再交付申請については、その事実を証明する資料の提出を求めあるいは関係機関等に照会して確認のうえ、更に次により虚偽申請の発見に努めること。

ア 再交付申請時におけるチェック

再交付申請があったときは、別記様式第17号「運転免許証(亡失・滅失)てん末書」(以下「てん末書」という。)の提出を受け、てん末書の記載事項に沿って警察官が再交付の理由、最近の交通事故、違反、再交付回数及び行政処分の状況等の事情聴取を行い、不審点の発見及び究明に努め、確認者欄に署名押印すること。

イ 行政処分執行時におけるチェック

(ア) 行政処分執行の時期と再交付の時期が近接(おおむね3か月以内)している者については、詳細に事情聴取を行うこと。

(イ) 行政処分の執行時には、運転免許取消(停止)処分書(以下「処分書」という。)

に記載されている免許証番号と提出した免許証の免許証番号とを照合チェックを行うこと。

ウ 不正取得容疑者に対する捜査

(7) 質屋、サラリーマン金融等において、免許証が預けられている事実を発見した場合は、預けた者について免許証の再交付の有無を調査すること。

(4) 再交付申請受付簿と運転免許行政処分者台帳(以下「処分者台帳」という。)によって、不正再交付の有無を対照は握すること。

また、行政処分執行の際に免許証を亡失した等と申し立ててその提出をしなかった者については、理由書を徴し、処分者台帳の備考欄にその旨を明記のうえ、当該者に対する自動車運転の事実の発見に努める等追跡捜査を行うこと。

(3) 汚、破損による再交付

ア 再交付のため提出された写真と免許証の写真の照合確認を行うこと。

イ 申請を受理する際、当該免許証を提示させるにとどめ再交付までの間所持させることとし、再交付免許証と引換えに提出させること。

なお、免許証の記載事項に一部不明なものがあるときは、管理課に照会のうえ、免許証備考欄に補記すること。

ウ 写真が汚損もしくは滅失し、申請者であることが特定できないもの、又は免許証の記載事項が判読できず、かつ備考欄に補記することが困難なものについては、運転免許センターの即日交付を教示すること。

(4) 住所変更届出未済のものに対する再交付

ア 県外からの転入で、住所変更届出をせずに免許証を盗難、紛失又は汚、破損し、再交付申請がなされたときは、記載事項変更届と併せて受理すること。

イ 受理後即時管理課に電話連絡するとともに、申請者に対しては再交付免許証が交付されるまで、通常の場合に比し若干日時を要する旨を教示すること。

(5) 写真撮影

ア 直接撮影

撮影する場合は、更新の光磁気ディスクを使用して割り込み撮影することになるが、この場合、免許番号、交付年月日、照会番号を備付けキーボードで入力して行うこと。

イ 直接撮影できない場合の措置

ウ 持参した写真による取扱い

3(9)ウに準じて行うこと。

5 免許証の記載事項の変更

(1) 本籍（国籍等）又は氏名の変更

記載事項変更届及び住民票の写し（本籍（外国人にあつては国籍等）の記載のあるもの。）の提出を受けて確認すること。ただし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者については、旅券等の提示を受け確認すること。

なお、同一世帯の免許所持者が同時に届け出した場合は、住民票の写しにその記載があれば免許ごとの提出を求める必要はない。

(2) 住所の変更

記載事項変更届の提出を受け、異動の事実を証明できる住民票の写し、健康保険証等を提示させて確認すること。

6 旧免許証の処分

新免許証と引替えに提出された旧免許証(更新の旧免許証は除く。)、再交付を受けた後において亡失した免許証を発見、回復し返納された免許証及び申請による免許の取消しにより返納された免許等は、交通課幹部立合いのもとに焼却等復元できない方法により処分すること。この場合、別記様式第18号「運転免許証返納処理簿」にその処理結果を明らかにしておくこと。

7 更新時講習の受講

別に定めるところによる。

8 仮免許証の交付

- (1) 警察署長は、管内に設置されている栃木県公安委員会指定自動車教習所(以下「教習所」という。)から、仮運転免許(以下「仮免許」という。)試験関係書類の提出を受けたときは、別表第5「仮免許証交付事務取扱要領」により審査すること。ただし、宇都宮中央、宇都宮東、宇都宮南、栃木(壬生町所在の教習所に限る。)及び鹿沼の各警察署管内に設置されている教習所については、管理課長が審査するものとする。
- (2) 審査の結果、誤りのないことを確認したときは、当該仮免許証の写真部分に栃木県警察本部長刻印を押して関係書類とともに教習所管理者に交付すること。
- (3) 警察署長は、仮免許証を交付したときは、免種ごとの受験者数及び合格者数を速やかに管理課長に報告すること。

第8 行政処分

1 行政処分の執行

(1) 執行方法

ア 被処分者の呼出し

管理課から処分書及び処分者台帳を受理したときは、処分者講習日を考慮のうえ、速やかに被処分者に対し、呼出しを行い処分を執行すること。

イ 処分書への記入

行政処分を執行するときは、処分書記載の取消しの欠格期間又は停止期間を確認し、始期及び終期を正確に計算記入すること。

ウ 処分書の交付

処分を執行するときは、被処分者に対し、処分の理由、内容等について口頭で告知し、免許証の提出を受けて処分書を交付するものとし、処分書記載の内容に異議の申し立てがあったときは、管理課に報告し指示を受けること。

なお、被処分者が聴聞又は意見の聴取に欠席し、処分を決定した事案の処分執行に際しては、聴聞通知書又は意見の聴取通知書の受領の有無、当該事案についての弁明の有無等を確認するものとし、処分執行に応じない場合、管理課に報告しその指示を受けること。

エ 処分者台帳への記入及び整理

行政処分を執行したときは、処分者台帳に執行年月日等所定の事項を記入し、処分決定年月日順につづっておくこと。

オ 執行不能の場合の措置被処分者が死亡・免許失効・管轄外転出又は所在不明となったときは、速やかに別記様式第21号「運転免許行政処分書の返送について」により管理課に返送すること。

なお、所在不明者の調査に当たっては、関係者、関係機関について十分な調査を行うものとする。

2 講習制度の教示及び受講申出者に対する措置

(1) 講習制度の教示及び受講日の指定

被処分者に対し、運転免許の停止又は保留の行政処分を執行したときは、停止処分者講習（以下「講習」という。）について説明し、受講を希望する者に対しては、執行日の直近の講習日を指定すること。

なお、執行日直近の講習日に受講できない場合は、停止期間の2分の1を経過しない間に受講するように講習日を指定すること。

(2) 講習終了者に対する処分の短縮

講習を終了し、規程別記様式第65号の運転免許停止期間短縮通知書を持参した者については、処分者台帳に実停止日数及び処分満了年月日を記入すること。

3 被処分者から提出された免許証の取扱い

(1) 免許証の保管

警察署長は、交通課の幹部のうち、返納又は提出を受けた免許証を保管すべき者（以下「保管責任者」という。）を指定し、施錠のある保管すべき場所を指定するものとし、保管責任者は、当該免許証を指定された場所に正確に整理保管すること。

(2) 免許証の返還等

ア 取消免許証の送付

運転免許の取消処分を執行し被処分者から返納された免許証は、他の保管免許証と区分し、行政不服審査法による審査請求期間（3月）を経過したのち、保管責任者が管理課に送付するものとし、その経過を処分者台帳備考欄及び別記様式第21号の2「行政処分取消免許証管理簿」に記入しておくこと。

イ 停止免許証の取扱い

保管免許証の取扱いについて、原則として保管責任者が行い、保管責任者が不在のため他の者が行った場合は必ず保管責任者に連絡すること。

ウ 停止等の処分期間の確認

停止等の処分期間が満了し、本人に免許証を返還するときは、処分期間、講習による短縮期間、処分満了年月日等を確認すること。

エ 受領印の徴収

免許証を返還する場合は、本人の受領印を台帳に徴すること。ただし、印鑑を所持していない場合は、指印又は署名によりこれに替えることができる。

(3) 処分期間経過後における保管免許証の取扱い

被処分者に連絡して速やかに免許証を返還し、その結果を別記様式第21号の3「行政処分停止免許証保管管理簿」により明らかにしておくこと。

ア 被処分者の死亡が確認されたときは、死亡者通報連絡票により管理課に報告するとともに、前記管理簿にその理由を記載して廃棄すること。

イ 保管免許証が既に失効している場合は、被処分者に連絡して免許証を返還すること。ただし、被処分者から不要である旨の申立があり、又は被処分者が免許証を再取得したことを確認したときは、廃棄するものとする。

ウ 被処分者の所在が不明であるときは、1年間の保管の後、理由を付して管理課に返送すること。

4 行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管

(1) 行政処分手配者登録名簿の整備等

ア 名簿の作成

管理課長は、処分手配登録をしたときは、当該処分手配者について必要事項を記載した行政処分手配者登録名簿(以下「名簿」という。)を作成し、行政処分手配者(以下「処分手配者」という。)を発見した警察官(以下「認知警察官」という。)からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくこと。

イ 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間において照会に応じることができるよう執務時間終了時に管理課の当直員に引き継ぐこと。

(2) 出頭日時及び場所の指定に関する措置

管理課長は、あらかじめ出頭日時及び場所の指定に関する措置要領(以下「措置要領」という。)を定め、認知警察官から出頭日時及び場所の指定について協議を受けたときは、速やかに出頭日時及び場所を回答すること。

(3) 処分手配者を発見したときの措置

ア 認知警察官の措置

(ア) 照会センターへの照会時の確認事項

認知警察官は、照会センターから処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、処分手配登録をした都道府県警察(以下「手配県警察」という。)、氏名、生年月日、処分種別、処分日数を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合は、免許証番号を合わせて確認すること。

(イ) 出頭命令及び免許証保管等

a 住所地を管轄する都道府県警察(本県警察を含む。以下同じ。)の行政処分

当該との出頭日時及び場所の指定の協議処分手配者を発見した認知警察官は、現住所を確認し、管理課を経て出頭先となる処分手配者の住所地を轄する都道府県警察(以下「住所地県警察」という。)の行政処分担当課と協議して出頭日時及び場所を指定し、処分理由を説明して出頭命令等の措置をとること。

なお、処分手配者から「処分理由が納得できない」等の抗弁を受けたときは、手配県警察の行政処分担当課に、次の事項等を確認し、処分理由等を説明したうえ、出頭命令等の措置をとること。

(a) 前回処分以降の違反データ(違反日時、違反場所、違反種別、違反点数)

(b) 前歴回数、累積点数

b 現住所等の確認

発見されたときの処分手配者の住所が、処分手配時の住所と異なっている場合には、住所地県警察において処分書の交付を行うこととなるので、現住所、

勤務先及び連絡先の電話番号を確認しておくこと。

c 出頭命令書及び保管証の作成、交付

認知警察官は、出頭日時及び場所を指定するとともに、処分手配者から免許証の提出を受けて保管のうえ、出頭命令書及び免許証保管証を作成し、交付すること。

d 出頭命令通知書の作成

出頭命令等の措置をとったときは、出頭命令通知書を作成すること。

出頭命令通知書の宛先は、住所地県警察の公安委員会とすること。

なお、住所地県警察の公安委員会と手配県警察の公安委員会が異なる場合は、手配県警察の公安委員会に対しても同じ内容の頭命令通知書を送付することとなるので、各々作成すること。

(ウ) 出頭命令等の際の留意事項

a 保管証を交付する際の教示

保管証を交付する際には、免許証保管の趣旨のほか、保管証の備考欄に記載してある留意事項について教示すること。

b 免許証不携帯の場合の措置

処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付すること。この場合、出頭の際は必ず免許証を持参するよう指示すること。

c 更新期間が到来している免許証に係る措置

処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書の交付のみを行い、免許証保管の措置は講じないこと。この場合において、出頭日時は、住所地県警察の行政処分担当課と協議のうえ、有効期間の満了日以前の日を指定すること。

d 交通違反をしている場合における免許証の保管との関係

交通違反をした者が処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通事件原票の下部余白に処分手配者である旨を朱記すること。

(エ) 認知警察官の事後措置

出頭命令書・保管証を交付した認知警察官は、交付日の翌日までに、出頭命令通知書とその写し、保管免許証、出頭命令書及び保管証の写しを所属署(課・隊)長(以下「所属長」という。)に提出すること。

イ 所属長の措置

認知警察官から出頭命令通知書及び保管免許証等を受領した所属長は、管理課長に通報のうえ、次の措置をとり、その経過を別記様式第22号の処分手配者に関する処理結果に記録しておくこと。

(7) 住所地県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書及び保管免許証を送付すること。

(4) 手配県警察の行政処分担当課に対し出頭命令通知書を送付すること。(住所地

県警察と手配県警察とが異なる場合)

(ウ) 前記ア(ウ)dより、処分手配者の交通事故原票を受領したときは、住所地県警察の行政処分担当課並びに管理課に、事前に報告すること。

ウ 管理課長の措置

所属長から前記イの通報を受けた管理課長は、処分手配者が管轄外に居住する場合は出頭命令通知書、保管免許証の送付について指導するとともに、住所地県警察及び手配県警察の行政処分担当課にその旨を連絡すること。

(4) 処分手配者が出頭した際の措置

ア 行政処分の執行

(ア) 処分手配者が出頭命令書により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知したうえ、処分書を交付して行政処分を執行する。

保管証は処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止処分満了後に返還要求があった時点で直ちに返還する。

取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなす。

(イ) 自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等（以下「国際免許証等」という。）を本人に返還しなければならないので留意すること。この場合処分期間中に本邦に再上陸する予定の者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを説明して、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を取っておくこと。

イ 更新期間が到来する処分手配者の措置

処分手配者が出頭した時点で、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続き終了後に処分執行すること。

ウ 交通違反による免許証保管を受けた処分手配者の措置

交通違反により法第109条第1項による免許証の保管をされた者が裁判所等に出頭したときは、交通違反の事務手続きが終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置をとること。

エ 出頭日変更の要求があった場合の措置

処分手配者が出頭命令書の交付を受けた後に、個人的事情等で指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合は、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して出頭日時を指導すること。